

生涯学習出前講座実施要綱

制定	平成10年	8月19日	市長決裁
改正	平成13年	4月1日	生涯学習課長決裁
	平成17年	4月1日	生涯学習課長決裁
	平成22年	10月12日	生涯学習課長決裁
	平成24年	4月1日	生涯学習推進課長決裁
	平成24年	8月31日	生涯学習推進課長決裁
	平成26年	3月25日	企画振興局長決裁
	平成28年	4月1日	生涯学習課長決裁
	令和4年	4月1日	市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民の自発的な生涯学習活動について本市職員等を講師として派遣等を行う生涯学習出前講座を実施することにより、本市における生涯学習の普及・意欲の高揚を図り、市民が生きがいを感じるまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 用語を次のように定義する。

- (1) 生涯学習出前講座 講座担当部署又は講座実施者が申込者の指定する会場にて行う実習・講座又は実施者の施設内で開催する実習・見学
- (2) 講座担当部署 生涯学習出前講座を実施する熊本市役所内の担当部署
- (3) 講座実施者 生涯学習出前講座を実施する熊本市役所以外の行政機関、法人等の団体
- (4) 申込者 生涯学習出前講座の受講を希望する団体・グループの代表者

(生涯学習出前講座の内容)

第3条 生涯学習出前講座の内容は、毎年度、生涯学習出前講座を実施する担当部署が定めるほか、第11条の規定に基づき登録された講座実施者の行う実習等とし、市長が熊本市生涯学習情報システムに掲載する。

(受講対象)

第4条 生涯学習出前講座を受講することができるものは、原則として市内に在住、在勤又は在学する概ね10人以上で構成された団体・グループとする。

(開催時間等)

第5条 生涯学習出前講座の開催時間は、原則として午前9時から午後9時までのうち、1講座1時間以上2時間以内とする。

- 2 生涯学習出前講座の開催場所は、本市内に限るものとし、講座実施者が開催する見学を除き申込者において確保するものとする。
- 3 生涯学習出前講座は、原則として12月29日から1月3日までは実施しないものとする。

(申込等)

第6条 生涯学習出前講座を受講しようとする申込者は、原則として、受講希望日の6ヶ月前から3週間前までに規定の申込書(様式第1号)を市長又は講座実施者に提出しなければならない。

- 2 生涯学習出前講座の開催に係る施設の利用については、申込者の責任において行うものとする。
- 3 受講申込後、内容等に変更が生じた場合、申込者は申し込みを行った講座担当部署又は講座実施者へ連絡し、協議すること。

(申込書の不受理)

第7条 市長又は講座実施者は、前条第1項に基づく申込において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生涯学習出前講座の申込を受理しない。

- (1) 政治・宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (2) 講座の目的に反しているとき。
- (3) その他市長又は講座実施者が不相当と認めたとき。

(生涯学習出前講座開催前の手続き)

第8条 市長又は講座実施者が第5条の申込を受け、これを受理したときは、申込者と内容、日時等について打ち合わせをしたうえで開催することとする。

- 2 市長又は講座実施者は、前項の協議後、やむを得ない事由により内容等に変更の必要が生じた際は申込者に

通知し、協議することとする。

(講師及び受講料)

第9条 生涯学習出前講座の講師は、原則として講座担当部署又は講座実施者の職員若しくはそれらの受託者とし、講師料は、無料とする。ただし、教材費等が必要な場合は、申込者において実費を負担する。

(アンケート等)

第10条 講座担当部署又は講座実施者が、生涯学習出前講座実施後に受講者へのアンケート等の提出を求めた場合は、申込者はこれに協力することとする。

(内容の登録決定及び公開)

第11条 講座実施者として生涯学習出前講座の登録を希望する者は、生涯学習出前講座の内容を記載した生涯学習出前講座登録申請書(様式第2号)を市長へ提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、次の各号の基準により審査し、登録の可否を決定する。

(1) 申請者が生涯学習出前講座を利用して政治、宗教又は営利目的の活動をする恐れがないこと。

(2) 市民に提供する学びとして適切なこと。

(3) 提出された様式第2号の内容に偽りがないこと。

(登録決定の通知)

第12条 市長は、前条に規定する登録の申請を受け、登録の可否を決定したときは、生涯学習出前講座登録決定・不決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(登録の有効期限)

第13条 生涯学習出前講座の登録の有効期限は、登録の日から登録の日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第14条 市長は、講座実施者が登録の更新を希望するときは、当該講座実施者に係る登録を更新することができる。

(登録の変更)

第15条 講座実施者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに市長に登録情報変更届(様式第4号)により届け出なければならない。

(登録の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生涯学習出前講座の登録を取り消すことができる。

(1) 講座実施者から申し出があったとき。

(2) 講座実施者が生涯学習出前講座を利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。

(3) 生涯学習出前講座登録申請の内容に偽りがあったとき。

(4) 講座実施者に暴力団関係者が含まれているとき

(5) その他講座実施者として不適切と市長が認めるとき。

(報告書の提出)

第17条 講座実施者は、上半期(4月から9月)と下半期(10月から翌年3月)ごとに実績を市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 講座実施者は、講座の実施に当たり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。講座実施者でなくなった場合においても同様とする。

(免責)

第19条 市は講座実施者が開催した生涯学習出前講座において発生したいかなる事故に関する損害についての賠償の責めは負わないものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

生涯学習出前講座申込書

年 月 日

宛

団体 (グループ) 名 _____

代表者 (連絡者) 名 _____

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

生涯学習出前講座の実施を下記のとおり申し込みます。

記

1 講座メニュー No. () 「 _____ 」

2 内 容 _____

特にお聞きに
なりたい事があ
れば、具体的にお書
きください。

3 日 時 (第1希望) _____ 年 月 日 () _____ 時 分 ~ _____ 時 分

会場の確保が可
能な場合、第3希
望までお書きく
ださい。

(第2希望) _____ 年 月 日 () _____ 時 分 ~ _____ 時 分
(第3希望) _____ 年 月 日 () _____ 時 分 ~ _____ 時 分

4 会 場 名称 (会場名) _____

所 在 地 _____ 熊本市 _____

電 話 番 号 _____

5 団 体 種 別 いずれかに○印をつけてください。
自治会・老人会・学校・婦人会・職場関係・PTA・子ども会・地域公民館
その他 ()

6 参加予定者 対象者 _____

人 数 約 _____ 人

7 集会等の名称 名 称 _____

及び開催目的 目 的 _____

※この様式は標準的な様式として定めたものであり、必要に応じて変更して差し支えない。

熊本市長宛

住所 〒 _____

団体名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

下記の登録情報について、生涯学習出前講座一覧への掲載を申込ます。

また、講座実施に関して①講座実施者が生涯学習出前講座を利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行わないこと、②講師料を徴収しないこと、③団体構成員に暴力団関係者が含まれていないこと④生涯学習出前講座実施中に起こった事故などについての責任を熊本市へ請求しないことを誓約します。

記

登録情報				
講座名	担当部署	連絡先	講座内容	備考

○記入上の注意

備考欄には対応ができない曜日、必要な準備物など特別に周知が必要な内容を記載してください。

※この様式は標準様式であり、適宜変更を加えて差し支えない。

生涯学習出前講座登録決定・不決定通知書

様

熊本市長

年 月 日付で申請がありました生涯学習出前講座登録申請書について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

①

講座名	
登録の可否	1. 登録を決定しました。 2. 登録できません。
登録しない理由	1. 講座実施者が生涯学習出前講座を利用して政治、宗教又は営利目的の活動をする恐れがあると判断したため。 2. 市民に提供する学びとして不適切であると判断したため。 3. 提出された様式第2号に誤りがあるため。

【問い合わせ先】

登録情報変更届

年 月 日

熊本市長宛

住所 〒 _____

団体名 _____
代表者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

登録情報の変更がありましたので、下記のとおり生涯学習出前講座一覧の修正を届け出ます。

記

	新	旧
講座名		
担当部署		
連絡先		
備考		

※この様式は標準様式であり、適宜変更を加えて差し支えない。